厚生労働省医政局医事課

マイナンバーカード活用等に向けた 積極的な周知の御協力のお願いについて (依頼)

貴団体におかれましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードの取得等の促進については、会員に対する要請をご協力いただいているところですが、改めて、デジタル庁、警察庁交通局運転免許課、総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室、法務省民事局民事第一課、外務省領事局政策課海外法人マイナンバーカード支援室、同省領事局旅券課、及び厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室から、マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知について依頼がありましたので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

貴団体におかれましては、会員に対して、<u>マイナンバーカード活用等に向けた積極的な</u><u>周知</u>をしていただきますとともに、<u>関連資料について情報提供</u>いただきますようお願い申し上げます。

会員への周知にあたっては、資料として別添の「マイナンバーカード利活用についての お知らせ」、「参考資料」をご使用ください。

【関連資料について】

関連資料につきましては、右記のQRコードのリンク先のデジタル 庁ウェブサイト「広報資料」(https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources) のページ下部にある「マイナンバーカード活用等に関する周知用資料」をご参照ください。

